

障害のあるお子さんへの支援

家庭や地域の中でバリア(障壁)を感じないで育っていけるよう、障害のあるお子さんたちとその家庭を支える福祉サービスがあります。

● 相談したいと思ったら

身体・知的障害者相談員へ

問 潮彩の会・地域活動支援センター **TEL8-0670**

身体・知的障害者相談員がさまざまな困りごとや必要な情報を提供しながら一緒に考えていきます。その場ですぐに解決できないことも、継続的にご相談をお受けしていきます。

必要があれば関係機関や地域のいろいろな方々と協力することもあります。たくさんの方々と支援の輪を広げ、さまざまなネットワークを活用して支援を行います。

■ 受付時間

月曜日～金曜日

午前9時～午後5時（年末年始を除く）

色々な分野の専門職へ

神津島村では理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、小児科医師などさまざまな専門職への相談事業を行っています。

「困っていることがあるけど、誰に相談して良いかわからない」「作業療法士ってどんなことを相談出来るの?」と思ったときは、保健センターまでご相談ください!!

問い合わせ：保健センター TEL8-0010

●さまざまな制度のご案内

身体障害者手帳・療育手帳(愛の手帳)

問 役場福祉課 TEL8-0011

■身体障害者手帳

身体の不自由な方が、法律に基づくいろいろなサービスを受けやすくするために交付される手帳です。障害の程度により1級～6級までの区分があります。

■療育手帳(愛の手帳)

知的障害者(児)が、一貫した相談や様々なサービスを受けやすくするために、県知事から交付される手帳です。障害の程度により区分があります。

保健福祉手帳

問 保健センター TEL8-0010

精神障害者(児)が、いろいろなサービスを受けやすくするために、都知事から交付される手帳です。障害の程度により1級～3級までの区分があり、2年ごとに更新があります。

日常生活用具給付

問 役場福祉課 TEL8-0011

障害がある方に、日常生活を円滑に過ごすために必要な用具を給付します。障害者手帳を取得しており、医師の診断書がある場合に利用することができます。



児童育成手当（障害手当）



役場福祉課 TEL8-0011

児童育成手当（障害手当）は、東京都の制度で、下記支給対象のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している父・母または養育者の方に支給される手当です。

■支給対象者

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している保護者

- ・「身体障害者手帳」1・2級程度の方
- ・「愛の手帳」1・2・3度程度の方
- ・脳性まひまたは進行性筋萎縮症による「身体障害者手帳」をお持ちの方
※その他、障害の種類・程度が上記以外でも、診断書（所定の書式）の提出により認定になる場合があります。

■次の方は資格対象外です

- ・申請者の前年中の所得が所得制限限度額以上のとき
- ・児童が児童福祉施設等に入所しているとき

自立支援医療（精神通院医療）



保健センター TEL8-0010

精神科の病気のために、継続的に治療を受ける方の外来通院の治療費を、申請により一部助成します。

精神通院医療の治療費のほか、薬代及びデイケア・訪問看護・往診・てんかんの診療も制度の対象です。

医療支援サービス助成事業

問 役場福祉課 Tel8-0011
社会福祉協議会 Tel8-0819

この事業は、障害者（児）のうち島内の医療機関において治療の困難な人が、島外の医療機関に受診しなければならない場合に、島外への交通手段及び宿泊に対するサービスです。詳しくは、神津島村福祉課、もしくは社会福祉協議会へご連絡下さい。

■利用対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特定疾患医療受給者証など上記の交付を受けている者、また障害者総合支援法の対象となる疾病に罹患している者で、神津島に住所を有し、居住していること。

特別児童扶養手当

問 役場福祉課 Tel8-0011

特別児童扶養手当は国の制度で、20歳未満の障害児を監護する父母又は養育者に対して支給される手当です。

■支給対象者

- ・身体障害者手帳 1～3 級程度
- ・愛の手帳 1～3 級程度
- ・精神に一定の障害があり、日常生活に制限を受ける。
- ・内部障害も該当する場合があります。

※所得制限があります。